

## ~保留地への抵当権設定を申告する場合(金融機関等)~

サイズは裏表とともに A3

## 借地権以外の権利の申告書(表)

記

令和 年 月 日

権利者	住所	抵当権を申告する者(金融機関等)の各情報を記載	
	生年月日		
	ふりがな		
	氏名		
	電話番号		
土地所有者又は申告に係る権利の目的である権利所有者	住所	保留地の権利所有者の各情報を記載	
	生年月日	債務者等が複数人の場合は、債務者全員の氏名と持ち分を記載し、実印を押印	
	ふりがな	(例) 茨城 太郎(持分1/2)印、茨城 花子(持分1/2)印	
	氏名		
	電話番号		

共有者がいる場合には「持ち分」を御記載ください。

実印  
(印鑑証明書添付)

研究学園都市計画事業  
上河原崎・中西特定土地区画整理事業  
施行者 茨城県  
茨城県土浦土木事務所長殿

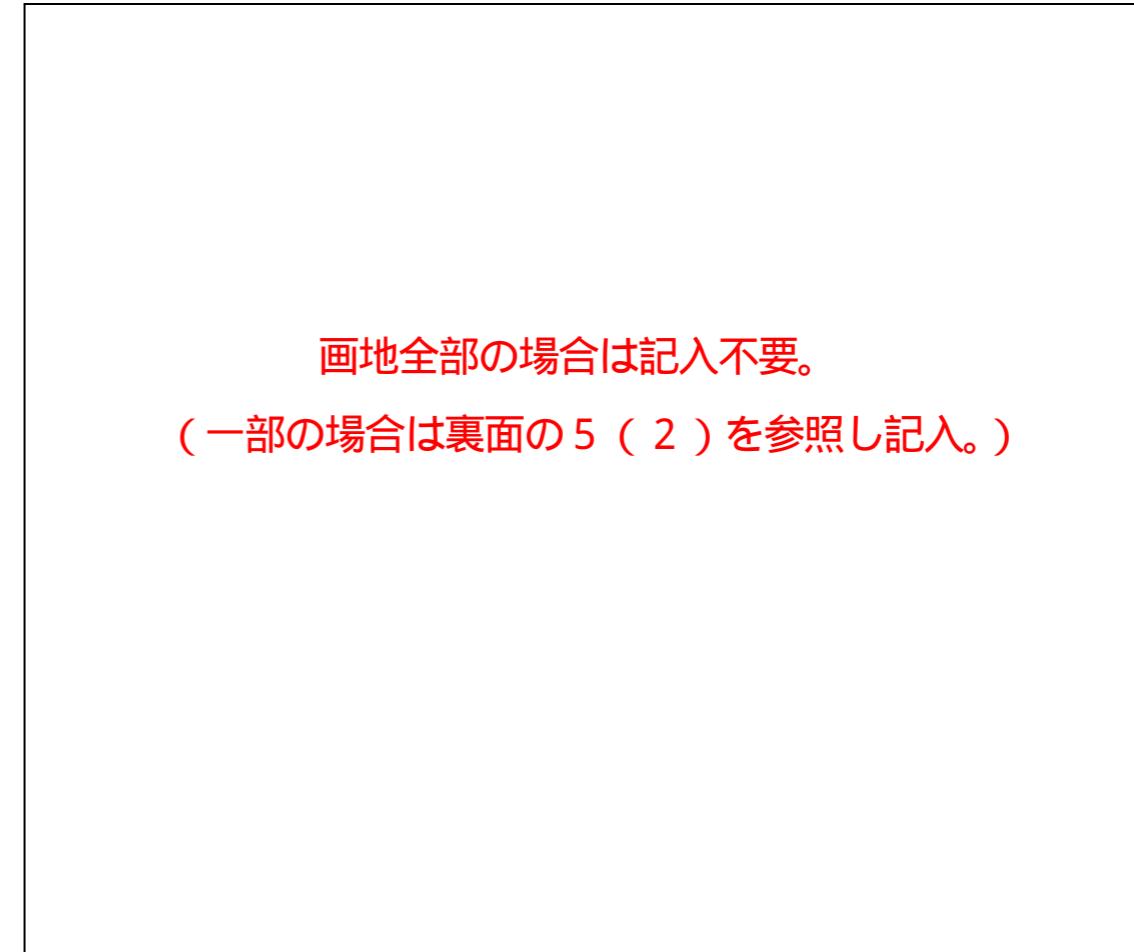
該当事業地区の様式を使用すること

保留地の権利所有者が連署しない場合には  
権利を証する書類を添付する。  
(原本も持参のこと)

次表の土地の全部一部  
についての下記の内容の 停止条件付抵当 権を有することを申告します。

令和 年 月 日土地登記簿登載事項						記 事
町名	地番	地目	地 積	摘 要	土地所有者の住所氏名	
			m <sup>2</sup>			<p>保留地 街区 画地 m<sup>2</sup> (複数画地を一度に申告する場合は、続けて全て記入)</p> <p>抵当権の内容については別添書のとおり 又は具体に記入 債権額 利息 損害額 債務者 原因及び日付令和 年 月 日 金銭消費貸借契約</p>

## 1 権利部分の位置見取図



- 2 添付する権利の証する書類の名称 記入  
3 その他参考となる事項 必要に応じて記入

この申告書記載のとおり権利の転貸を認めます。

土地所有者 住 所

ふりがな

記 入 不 要

借地権以外の権利の申告書（裏）

- (注) 1 土地所有者又は申告に係る権利の目的である権利所有者が連署しない場合は、当該権利を証する書面を添えて申告する必要があります。その場合においては、「土地所有者又は申告に係る権利の目的である権利所有者」欄は記載不要です。
- 2 「土地所有者又は申告に係る権利の目的である権利所有者」欄は、「土地所有者」及び「申告に係る権利の目的である権利所有者」のうち連署しない一方を消してください。
- 3 権利者、土地所有者又は申告に係る権利の目的である権利所有者が法人である場合においては、「住所」欄にはその法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」欄にはその法人の名称を記載してください。
- 4 土地が土地区画整理法第100条の2の規定により施行者が管理する宅地(保留地予定地等)又はその部分である場合においては、土地登記簿登載事項の表中「記事」欄にその旨を記載し、同表中「記事」欄以外の欄は記載しないことができます。

4 の「記事」欄記載例

保留地予定地 100 街区 10 画地 250.00 平方メートル

必要に応じて権利内容を以下により追加記載

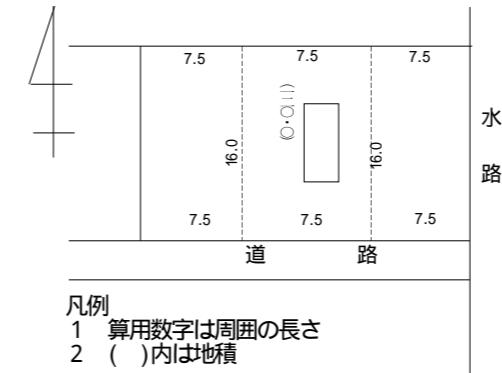
・「抵当権の内容については別添のとおり」

または「具体的に記載」

5 位置見取図についての注意

- (1) 申告される権利が一筆の土地の全部のときは、位置見取図に記載する必要はありません。
- (2) 申告される権利が一筆の土地の一部であるときは、その権利の目的となっている部分の位置を明らかにするため、次のことを位置見取図に記載してください。
- イ 権利の目的となっている土地の一部全部と、これに接する道路、水路等
- ロ 権利の目的となっている部分の周囲の長さと地番界からの長さ
- ハ 権利の目的となっている部分に建物、工作物等があるときは、大体の位置及びその形
- (3) 申告される権利が同一土地所有者の連続する二筆以上の土地にまたがるときは、各筆ごとにその権利の目的となっている部分を明らかにするため、次のことを位置見取図に記載してください。
- イ 権利の目的となっている連続する土地の全部の筆とこれに接する道路、水路等
- ロ 各筆の地番界を明らかにし、各筆ごとの権利部分の周囲の長さ、地積及び地番界からの長さ
- ハ 権利の目的となっている部分に建物、工作物等があるときは、大体の位置及びその形
- (4) 図面には、必ず方位を入れてください。
- 6 土地所有者又は申告に係る権利の目的である権利所有者の連署が得られず、権利を証する書面を添付するときは、その書面の名称(確定判決書、和解調書、調停調書、示談書、領収書等)を書き入れてください。
- 7 転借の場合は、土地所有者の署名、押印が必要です。
- 8 この書類を提出するときは、連署した者全員の印鑑證明(発行の日から3か月以内のもの)を添付してください。
- 9 記載に際しては、必ず墨又はインクを使用してください。
- 10 申告された権利の内容は、土地区画整理法第84条の備付関係簿書として利害関係者から閲覧又は謄写の請求があった場合は、これに応じることになります。

5 - (2)の記載例



5 - (3)の記載例

